

令和6年 第10回 新富町農業委員会会議録

(令和6年10月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第10回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年10月28日(月)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 10月28日 午後 2時02分 議長 閉会 令和6年 10月28日 午後 2時30分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	2 番 前田 章男 委員 3 番 山口 弘安 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用集積計等促進計画（案）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議長 ただ今から、令和6年第10回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 9月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に2番 前田章男委員、3番 山口弘安委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明いたします。
譲受人は有限会社■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■ほか、全3筆の畑で計1,805㎡です。なお、この申請は令和6年2月定例総会にて農地法第3条買受適格証明の承認を受け、今回の譲渡人の■■■■さんが取得した農地となります。譲渡人は有限会社■■■■■■の役員をされており、法人の経営規模拡大のために、この度、法人に無償贈与するものです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し

た結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員は私ですが補足説明はありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字三納代字■■■■ほか、全6筆の田で計2,024㎡です。所有権移転の親族間での無償贈与となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、一部を除いて現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

山口 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■、田で1,509㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の10aあたり■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ないです。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字上富

田字■■■■■■及び■■、畑で合計 2,987 m²です。夫婦間での無償贈与となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、一部を除いて現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 次に、その 5 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 5 についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■、田が一筆で 2,768 m²です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の 10a あたり■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 51 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 51 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 52 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1、2 ページの位置になります。申請人は■■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■、登記地目が畑の 911 m²で、■■■■■から 450m ほど東に進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 申請内容は■■■施設用地となります。3 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の繋がりから第 1 種農地と判断しておりますが「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。)」ということで、不許可の例外に該当しますので許可相当と判断いたしました。現施設の敷地面積 2,801 m²に対して拡張面積が 911 m²ですので、2 分の 1 以内となります。なお、すでに建築物が建っているため追認案件となります。説明は以上です。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野が現地調査の報告をいたします。すでに■■■施設も建築されており、周りも住宅が多く何ら問題ないと思われました。以上です。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

現地調査資料の 4、5 ページになります。申請人は■■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■、登記地目が畑の 577 m²で、■■■集会所から北に 70m ほど進んだ土地になります。6 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は農業用倉庫となります。申請理由は議案書記載のとおりで、周辺の状況から第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断しました。なお、すでに建築物が建っているため追認案件となります。(航空写真で現地を示して説明) 説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

15 番 長友嘉美委員

長友 15 番長友が現地調査の報告をいたします。既に建物等が建っており、周りの影響もないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

藤井 ありません。

議長 ただ今、議案第 52 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 52 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 52 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 7、8 ページになります。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■■■■■■、登記地目が畑の 344 m²で、■■■■の■■■■から 600mほど東に進んだ土地になります。（航空写真で現地を示して説明）9 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は住宅敷地の拡張となります。申請理由は議案書記載のとおりで、第 1 種農地と判断しておりますが「既存施設の拡張（拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。）」という

ことで、不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断いたしました。隣接する既存の住宅敷地面積 752 m²に対して拡張面積が 344 m²ですので2分の1以内となります。なお、すでに建築物が建っているため、追認案件となります。説明は以上です。

議長 それでは地元委員を兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

14 番 新惠浩二委員

新惠 14 番新惠が現地調査の報告をいたします。現地は譲受人の住宅に隣接しており、現在、使用されております。なんら問題ないと思われます。以上です。

議長 ただ今、議案第 53 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 53 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 53 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 54 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 54 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 54 号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

4 番 芳野京子委員

[illegible]

議長 次に、その２の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

4番 芳野京子委員

芳野 4番芳野がその2について説明いたします。農地所在地が新田■■■■■■■■、田で1,896㎡。譲渡人は同じく■■■■■さんになります。譲受人は大字新田■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の■■■■■■■さん、こちらも所有権移転になります。対価額は■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■円、引渡時期が令和6年12月3日で経営規模拡大のため、こちらも猪俣委員との共同あっせんとなります。以上です。

議長 次に、その３の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

4番 芳野京子委員

芳野 4 番芳野がその 3 について説明いたします。所在地が新田■■■■■
■■■、もう 1 筆、新田■■■■■■■■■■で田の 2 筆で合計の 4,331
㎡、譲渡人は同じく■■■■■■■■■さんになります。譲受人が大字新田
■■■■■の■■■■■さんで、こちらも所有権移転になります。対価額は
■■■■■円で 10a あたり■■■円、引渡時期は令和 6 年 11 月 29 日で
経営規模拡大のためです。こちらも猪俣委員との共同あっせんです。以
上になります。

議長 次に、その４の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

8 番 鬼塚眞理子委員

鬼塚 8 番鬼塚が 4 番について説明します。譲受人は大字新田■■■■■
の■■■■■さん。譲渡人は大字新田■■■■■■■■の■■■■■さんです。

所在地は新田■■■■、畑で 2,295 m²、10a あたり■■■■円の■■■■円です。引渡時期は令和 6 年 11 月 20 日で経営規模拡大のためです。新恵浩二委員とのあっせんです。以上です。

議長 次に、その 5 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

7 番 太田 茂委員

太田 7 番太田が 5 番について説明したいと思います。譲渡人は大字上富田■■■■の■■■■さん。譲受人は大字上富田■■■■の■■■■さんです。所在地は上富田■■■■、田で 1,924 m²です。10a あたり■■■■円で■■■■円、引渡時期が令和 6 年 12 月 10 日になります。倉永委員とのあっせんです。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
借受人は■■■■さん、貸付人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■ほか全 33 筆、田 5,894 m²、畑 69,866 m²の合計 75,760 m²で、公告期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日、賃貸借権設定の新田字■■■■ほか全 3 筆が 10a あたり■■■■円で、その以外の筆が■■■■円で合計■■■■円となります。なお、借受人は認定新規就農者で貸付人の事業を継承して、就農するものです。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 54 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 54 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 54 号については承認されました。

議長 次に、議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 55 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 55 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。

議長 それでは、その 1 からその 193 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 55 号についてご説明いたします。農地中間管理事業の新田西、柳瀬地区、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 102 件、使用貸借 91 件の計 193 件になります。なお、借り手予定者につきましては、107 ページから 113 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 55 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 55 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 55 号については承認されました。

議長 以上で、令和 6 年 10 月 28 日開会の第 10 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____